

事業の進め方

おおむね
2年

【①事業及び測量説明会の開催】



計画道路の沿道の皆さまにご理解いただくため、事業及び測量について説明を行います。

【②現況測量の実施】



この測量により、計画道路の位置がはっきりします。

【③用地測量の実施】



この測量により、道路を造るために必要な土地の面積が確定します。

おおむね
5年～7年

【⑥用地折衝・協議】



対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

【⑤用地説明会の開催】



用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆さまも含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償についても説明します。

【④事業着手の手続き】



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

【⑦契約・補償金の支払い】



話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

【⑧物件移転】



取得させていただく土地の家屋などの物件を移転していただきます。

【⑨工事のお知らせ】 【⑩工事の実施】 【⑪完成】



沿道の皆さまに、道路整備の工事について、チラシの配布等によりお知らせします。



沿道の皆さまにできるだけご迷惑のかからないように工事をを行います。



多くの皆さまのご理解とご協力により道路が完成します。

この道路整備についてのご質問、お問い合わせは、
下記の連絡先までお願いいたします。

東京都第六建設事務所

道路整備全般に関しては

工事課道路設計担当

TEL03(3882)1437

測量全般に関しては

工事課測量担当

TEL03(3882)1498

午前9時から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日は除きます)

平成30年2月作成

東京都市計画道路

補助線街路第85号線

北区上十条一丁目～三丁目

道路整備計画のあらまし



東京都第六建設事務所

計画のあらまし

東京都市計画道路補助線街路第85号線（以下、補助第85号線）は、北区豊島二丁目から北区赤羽三丁目に至る全長約6kmの都市計画道路です。

このうち、北区上十条一丁目から上十条三丁目の区間については、東日本旅客鉄道赤羽線（以下、JR埼京線）十条駅付近の連続立体交差化計画にあわせて、整備を予定しております。

補助第85号線を整備すると、次のような効果が期待されます。

◆延焼遮断帯の形成、災害時の物資輸送路や避難路の確保、電柱類の地中化など、地域の防災性が向上します。

◆歩行者、自転車、自動車それぞれの通行空間を分離することにより、安全で快適な歩行空間と自転車の走行空間が確保されます。

◆十条駅周辺の東西方向の歩行者ネットワークの軸として機能し、駅周辺の回遊性や交流機能の向上に役立ちます。

【計画の概要】

○都市計画道路名

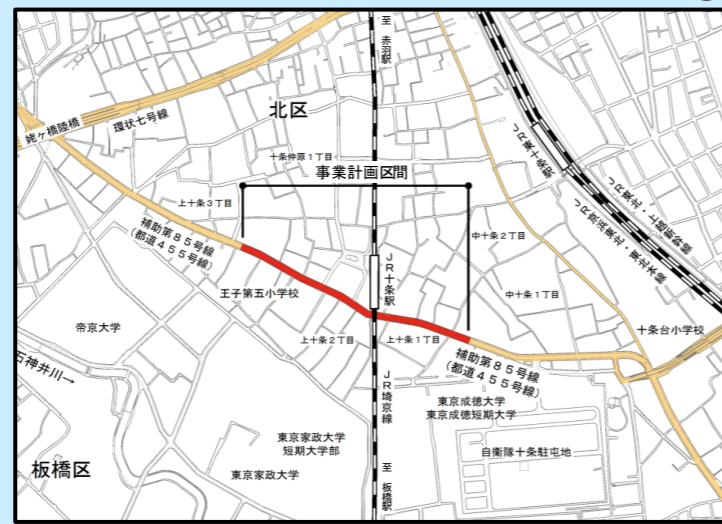
東京都市計画道路補助線街路第85号線

○延長、計画幅員及び区間

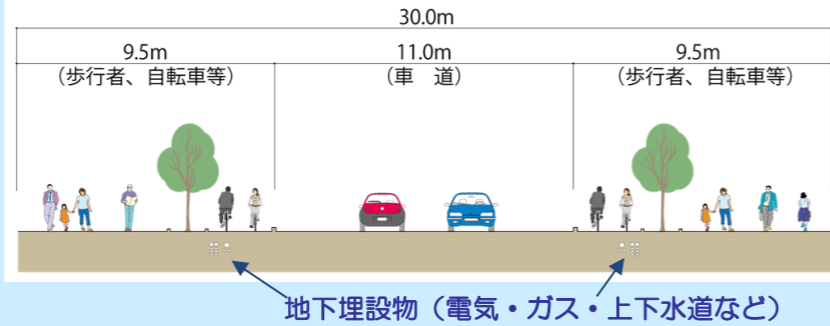
延長：約620m 計画幅員：30m

区間：北区上十条一丁目～三丁目

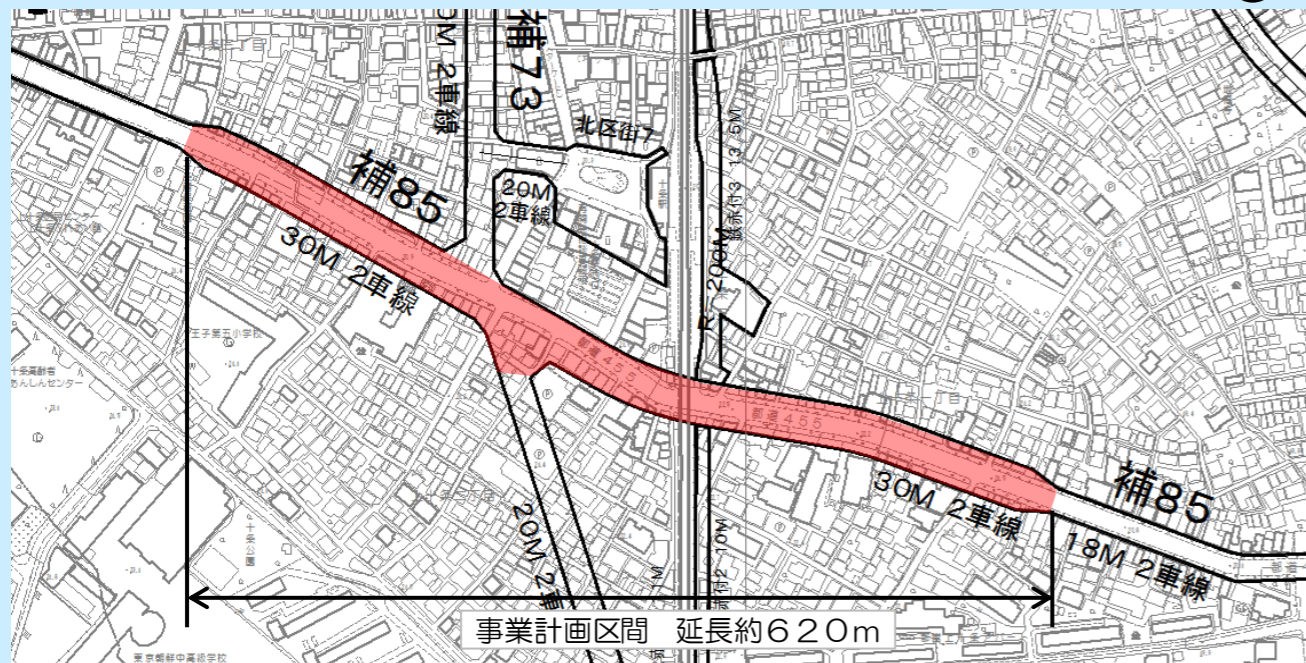
【案内図】



【計画道路の構造】



【計画道路位置図】



現況測量、用地測量の概要

現況測量とは・・・

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や計画道路の中心線を現地に標示するために杭または鋺を設置します。



用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図（例）】で、たとえば、①の方の土地の用地測量を行う場合は、②の方と⑤の方だけでなく、③の方や④の方にも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



【測量図（例）】

